

9. 自動継続自由金利型定期預金規定

第1条（自動継続）

- （1）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払率（継続後の預金の中間利払率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日に以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を第3条により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次のAについてはア、イ、ウのいずれか低い利率、Bについてはア、イのいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A. 1か月未満の中途解約の場合

ア. [解約日時点の普通預金利率]を適用利率とする。

イ. [約定利率－約定利率×30%]を適用利率とする。

ウ.
$$\left[\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$$

を適用利率とする。

B. 1か月以上の中途解約の場合

ア. [約定利率－約定利率×30%]を適用利率とする。

イ.
$$\left[\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$$

を適用利率とする。

(注1) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した金庫所定の利率をいう。

- ・残存期間が3か月未満の時・・・1か月ものの約定利率
- ・残存期間が6か月未満の時・・・3か月物の約定利率
- ・残存期間が1年未満の時・・・6か月ものの約定利率
- ・残存期間が2年未満の時・・・1年ものの約定利率
- ・残存期間が3年未満の時・・・2年ものの約定利率
- ・残存期間が4年未満の時・・・3年ものの約定利率

(注2) 算出した適用利率は、小数点第4位以下を切捨てとする。ただし、算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとします。